

# 第1章 プランの策定に当たって

# 第1章 プランの策定にあたって

## 1. 趣旨と目的

男女共同参画社会の形成は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」を形成することと定義されています。（男女共同参画社会基本法第2条）

本町では、男女が共に生き生きと暮らせる社会づくりを目指し、様々な取り組みが行われてきました。しかしながら、近年の人口の減少や少子高齢化など社会状況が大きく変化する中、社会の意識も少しずつ変化してきましたが、性別による固定的な役割分担意識などは社会の様々な場面に残っています。また、DV<sup>\*1</sup>（ドメスティック・バイオレンス）やセクハラ<sup>\*2</sup>（セクシュアル・ハラスメント）などは、大きな社会問題となっています。さらに、※ワーク・ライフ・バランス<sup>\*3</sup>（仕事と生活の調和）や男性に向けた男女共同参画等の新たな課題もみられます。

このように、様々な現状の課題に積極的に取り組む必要がある中、町民一人ひとりの意識や行動が重要視されます。こうした背景のもと、町民と関係機関、行政が一体となり、より一層の男女共同参画の推進を図るため、プランを改定します。

---

### ※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者からの生命または身体に危害を及ぼす暴力、またはこれに準ずる身体に有害な影響を及ぼす言動のこと。「殴る」「蹴る」といった身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言を吐く」「無視する」等の精神的暴力や、「生活費を渡さない」等の経済的暴力、「性的行為を強要する」「避妊に協力しない」等の性的暴力も含まれる。

### ※2 セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）

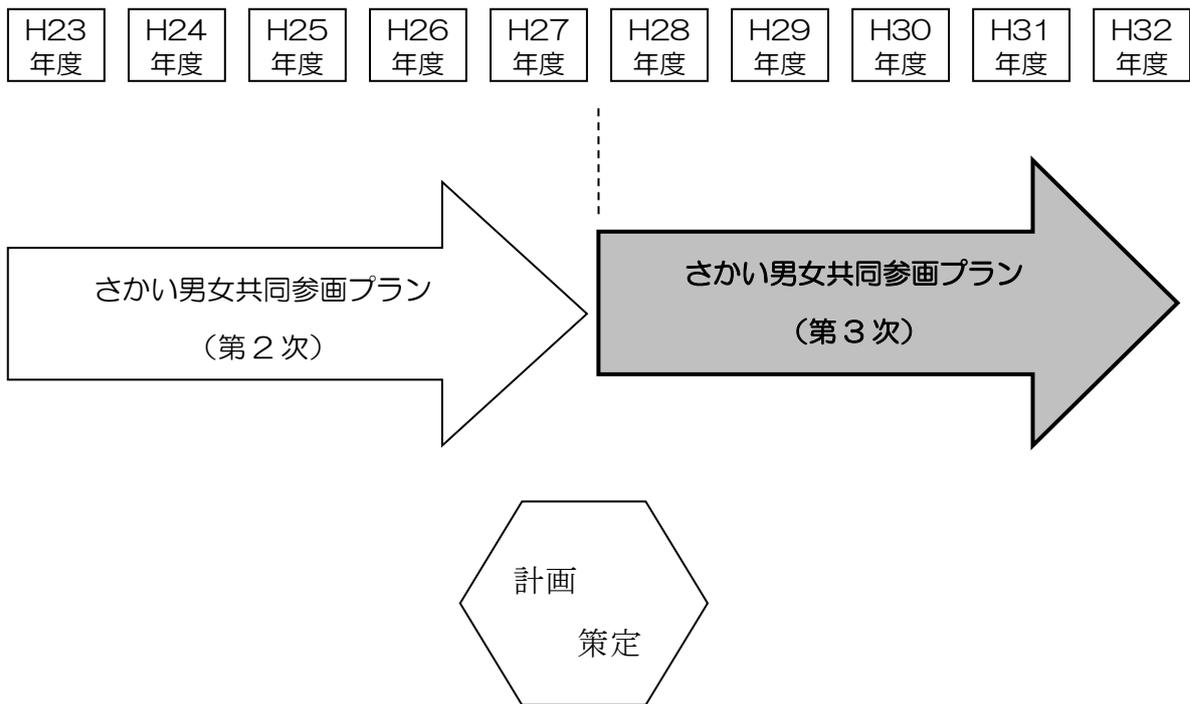
相手の意に反した性的な性質の言動で、身体の不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。

### ※3 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」こと。

## 2. プランの期間

「さかい男女共同参画プラン（第3次）」の期間は、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度とします。



「さかい男女共同参画プラン（第3次）」は、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」との整合性を図ることから、平成33年度に見直しを行います。

### 3. プランの位置づけ

- 本町の男女共同参画の施策を総合的、計画的に進めていくには、施策の方向性を具体的に示すものとしてします。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」との整合性を図ります。
- 男女共同参画は、家庭、学校、地域、職場などあらゆる分野に関連する課題です。このプランは、「第5次境町総合計画」に基づき、男女共同参画の視点に立って各分野の事業と総合性を図りながら事業を展開しています。

